参考資料④

国が示す今後の取組の方向性

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日　厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

平成29（2017）年：介護保険法・社会福祉法等の改正
◆　市町村による包括的支援体制の制度化
◆　共生型サービスの創設　など

平成30（2018）年：
◆　介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
◆　生活困窮者自立支援制度の強化

平成31（2019）年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】
①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方　　③共通基礎課程の創設　　等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

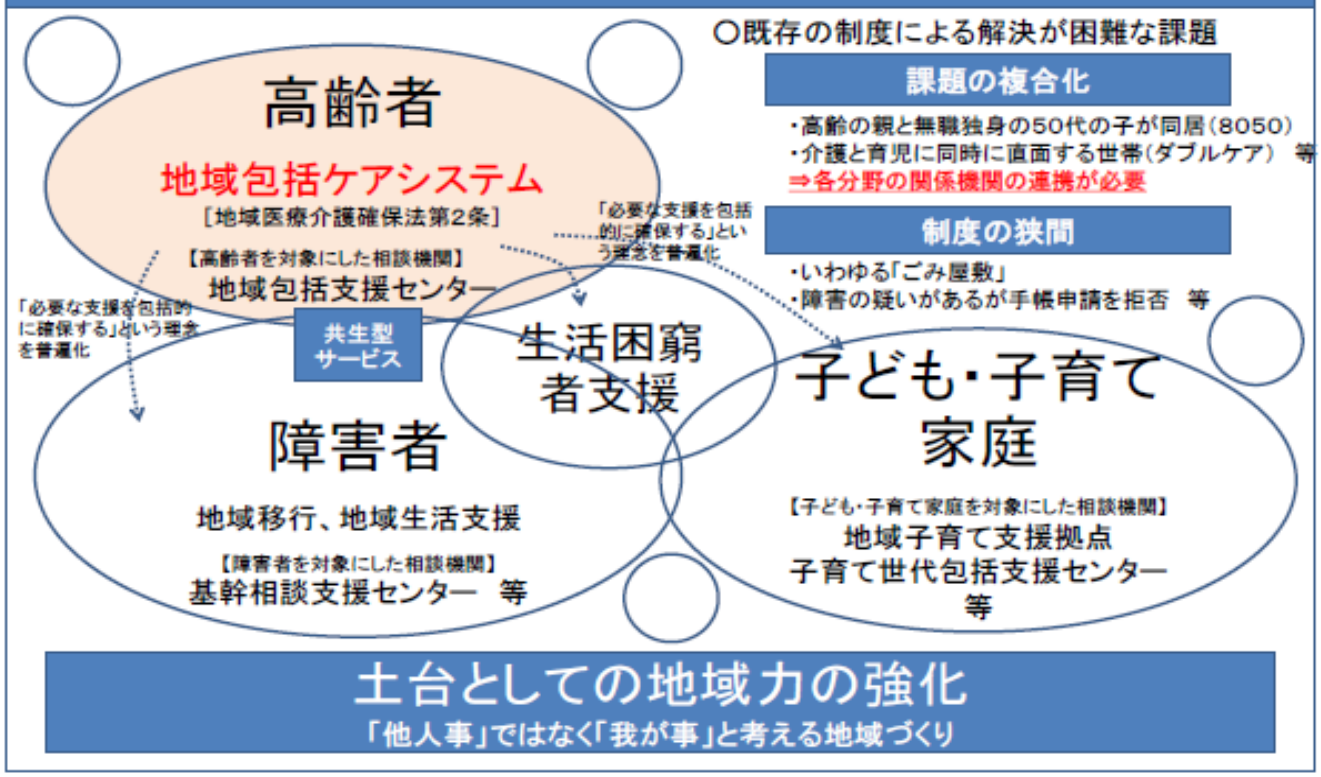

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

・高齢の親と無職独身の50代の子が同居（8050）
・介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）　等
⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

・いわゆる「ごみ屋敷」
・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否　等

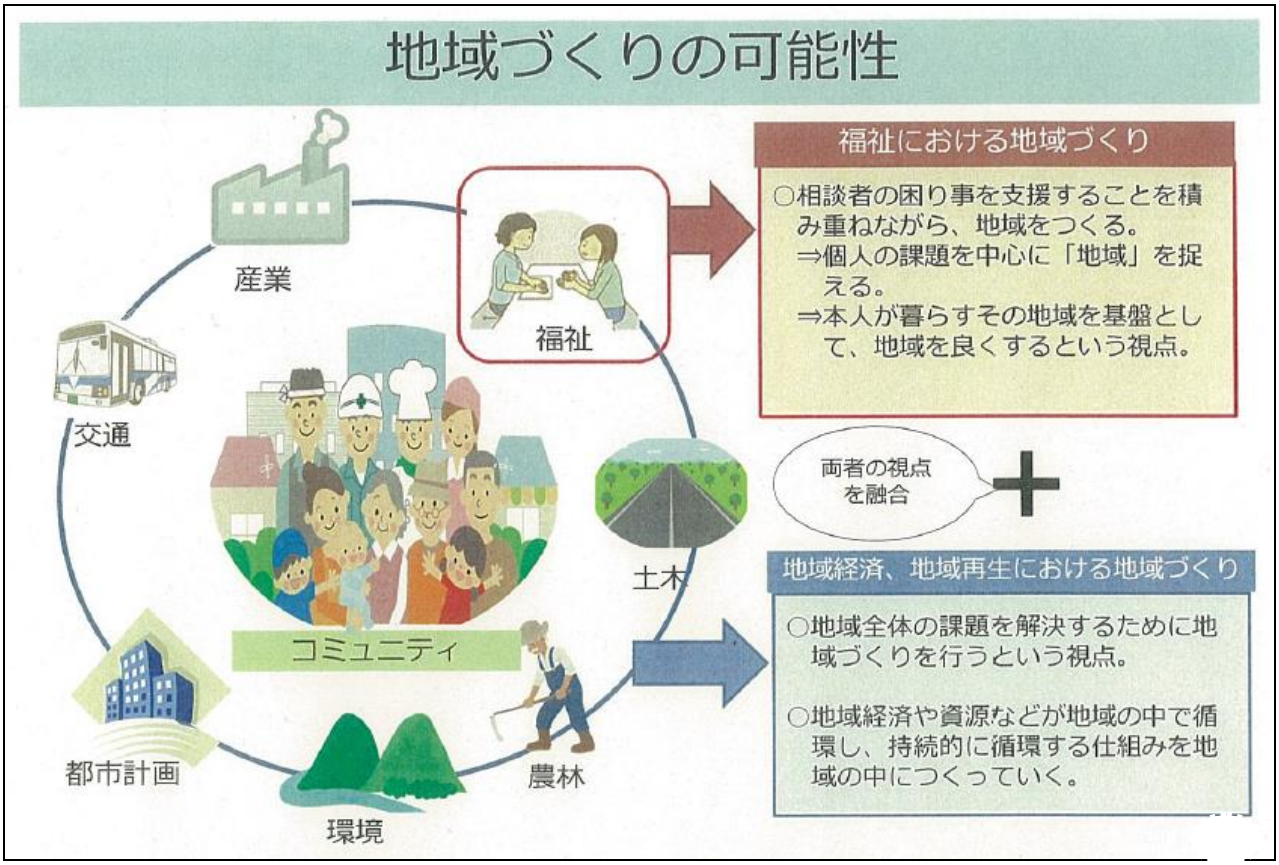
地域づくりの可能性
産業
福祉
交通
コミュニティ
土木
都市計画
農林
環境
福祉における地域づくり
○相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。
両者の視点を融合
地域経済、地域再生における地域づくり
○地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
○地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。

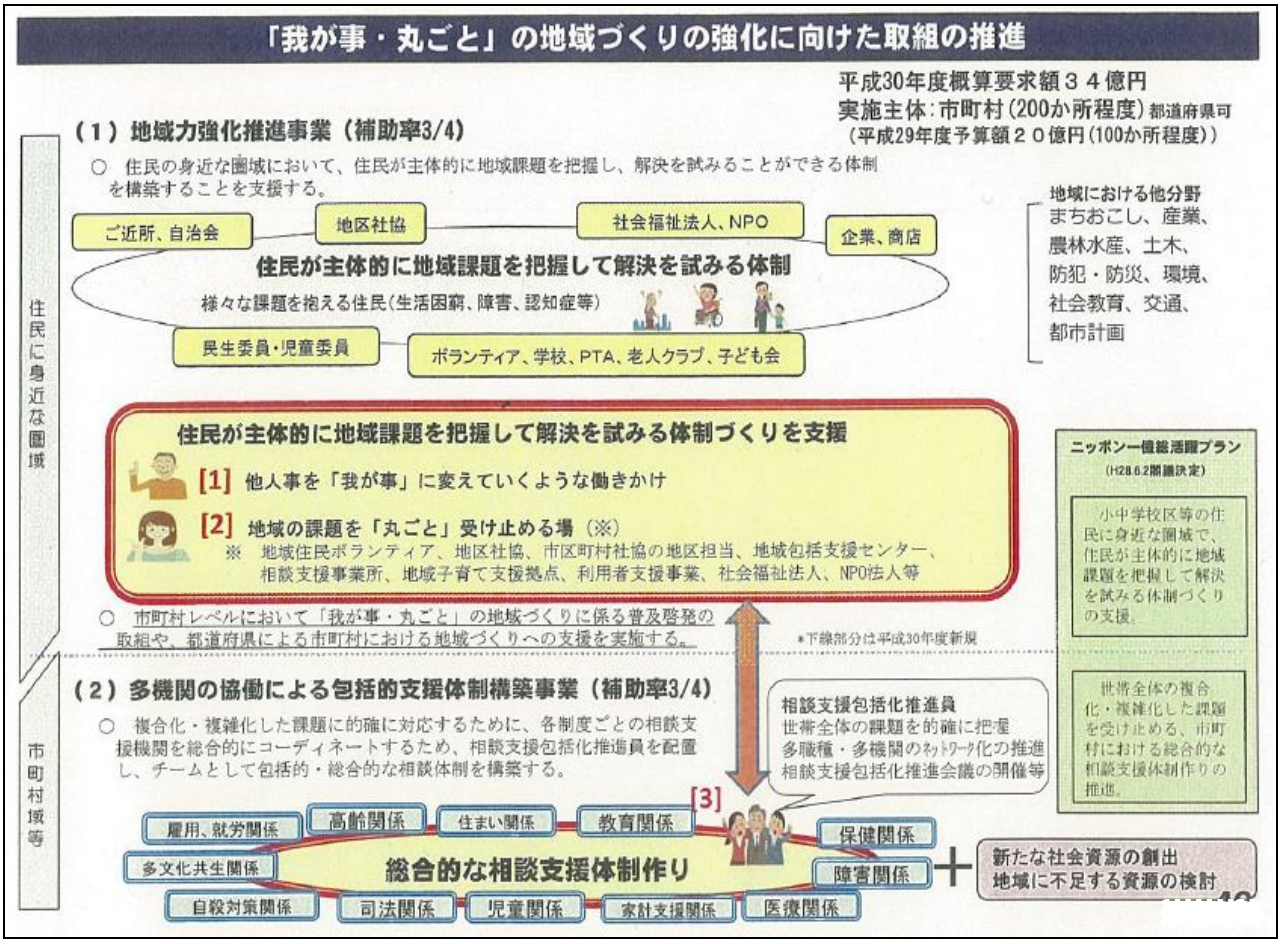
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進
平成30年度概算要求額３４億円
実施主体：市町村（200か所程度）都道府県可
（平成29年度予算額２０億円（100か所程度））
（１）地域力強化推進事業（補助率3/4）
○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。
ご近所、自治会
地区社協
社会福祉法人、NPO
企業、商店
住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制
様々な課題を抱える住民（生活困窮、障害、認知症等）
民生委員・児童委員
ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会
地域における他分野
まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画
住民に身近な圏域
住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援
[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ
[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場（※）
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
ニッポン一億総活躍プラン
（H28.6.2閣議決定）
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。
○ 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。
*下線部分は平成30年度新規
（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）
○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。
相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等
[3]
市町村域等
雇用、就労関係
高齢関係
住まい関係
教育関係
保健関係
多文化共生関係
総合的な相談支援体制作り
障害関係
自殺対策関係
司法関係
児童関係
家計支援関係
医療関係
新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討